

福井坂井地区広域市町村圏事務組合一般廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例

平成 10 年 12 月 1 日  
条 例 第 2 号

改正	平成 14 年 12 月 13 日	条例第 2 号		平成 18 年 1 月 25 日	条例第 2 号
	平成 16 年 3 月 1 日	条例第 1 号		平成 26 年 4 月 1 日	条例第 1 号
	平成 16 年 3 月 31 日	条例第 3 号		平成 31 年 3 月 26 日	条例第 1 号

福井坂井地区広域市町村圏事務組合清掃センターの設置及び管理に関する条例（昭和 48 年条例第 4 号）の全部を次のように改正する。

（設置）

第 1 条 福井坂井地区広域市町村圏事務組合を組織する市町（福井市については、平成 18 年 2 月 1 日合併の前日における丹生郡越廼村及び同郡清水町の区域を除く。）の区域（以下「対象区域」という。）において一般廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 2 条に規定する一般廃棄物のうち、ごみ及び粗大ごみをいう。以下同じ。）を適正に処理し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、ごみ処理施設を設置する。

（名称及び位置）

第 2 条 ごみ処理施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
清 掃 セ ン タ ー	福井県あわら市笹岡第 33 号 3 番地 1
最 終 処 分 場	福井県あわら市笹岡第 5 号 16 番地

（業務）

第 3 条 清掃センターは、対象区域から搬入された一般廃棄物を焼却及び破碎するものとする。ただし、福井市のごみについては、九頭竜川以北及び別表第 1 に掲げる区域から搬入されたものに限り、処理するものとする。

2 最終処分場は、清掃センターから搬出される焼却灰を処分し、浸出水を処理するものとする。

（手数料）

第 4 条 管理者は、市町又はその委託を受けたもの以外のものが一般廃棄物を清掃センターに搬入するときは、別表第 2 に掲げる一般廃棄物処分手数料を徴収する。

2 管理者は、災害その他特別の事由があるときは、前項に規定する手数料を減免することができる。

（委任）

第 5 条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この条例は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 14 年 12 月 13 日条例第 2 号）

この条例は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 16 年 3 月 1 日条例第 1 号）

この条例は、平成 16 年 3 月 1 日から施行する。

附 則（平成 16 年 3 月 31 日条例第 3 号）

この条例は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18 年 1 月 25 日条例第 2 号）

この条例は、平成 18 年 2 月 13 日から施行する。ただし、第 1 条の改正規定中「越廼村及び清水町」を「福井市については、平成 18 年 2 月 1 日合併の前日における丹生郡越廼村及び同郡清水町の区域」に改める部分は、平成 18 年 2 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 4 月 1 日条例第 1 号）

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年 3 月 26 日条例第 1 号）

（施行期日）

1 この条例は、平成 31 年 10 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の別表第 2 の規定は、この条例の施行の日以後に搬入をした場合に係る一般廃棄物処分手数料について適用し、同日前に搬入した場合に係る一般廃棄物処分手数料については、なお従前の例による。

別表第1(第3条関係)

足谷町 荒谷町 池尻町 石新保町 石畠町 一王寺町 市ノ瀬町 糸崎町 石橋町 上野町 内山梨子町 江上町 大窪町 大谷町、大年町 奥平町 柿谷町 川尻町 北菅生町 木下町 木米町 串野町 黒丸城町 河内町 小尉町 小野町 御所垣内町 小幡町 佐野町 島山梨子町 清水平町 浄土寺町 菖蒲谷町 昭和新町、白方町 砂子坂町 砂子田町 仙町 高須町 田ノ頭町 為寄町 剣大谷町 澄豊町 中町 中河内町 中平町 長橋町 中山町 波寄町 西荒井町 西中野町 西二ツ屋町 西畑町 猫瀬町 浜島町 浜住町 浜別所町 東平町 深坂町 布施田町 松蔭町 水切町 三宅町 南菅生町 蓑町 宮郷町 和布町 免鳥町 八幡町 両橋屋町
---

別表第2(第4条関係)

区 分		単 位	金額(円)
可燃ごみ	家庭系	10キログラムまでごとに	55
	事業系	10キログラムまでごとに	110
粗大ごみ	家庭系	10キログラムまでごとに	110
	事業系	10キログラムまでごとに	330
		フロンガスが含まれる機器1台につき 上記料金に加算	550
		スプリング入りマットレス1台につき 上記料金に加算 ただし、スプリングだけに分解して 持ち込まれた場合は加算しない	550

備考 (1) 家庭系とは、事業系以外の一般廃棄物をいう。

(2) 事業系とは、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。